

稲敷市総合教育会議 平成29年度開催予定（案）

区 分	開催時期	協議事項
定例会	適 宜	本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育，学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
臨時会	随 時	児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じている，被害が生ずるおそれがあると見込まれる等の緊急の場合に講ずべき措置

（参考）稲敷市総合教育会議運営要綱

第3条 会議の所掌事項は，次に掲げるとおりとする。

- （1）本市の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- （2）本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育，学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- （3）児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じている，被害が生ずるおそれがあると見込まれる等の緊急の場合に講ずべき措置
- （4）前3号に係わる構成員の事務の調整